

# Environmental justice and communal language: examining the discourse of the Mimai-kin contract over Minamata disease

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2297/3831">http://hdl.handle.net/2297/3831</a>

## 環境正義と共同体の〈言葉〉

### ——水俣病に係る見舞金契約の言説から——

生 田 省 悟

#### 一 はじめに——環境正義をめぐる覚え書き——

〈環境正義〉(Environmental Justice)とは、<sup>(1)</sup>一九七〇年代後半ないし八〇年代初頭以降、主にアメリカにおいてしばしば深刻な議論・論争を引き起こしている概念であり運動でもある。とりわけその焦点とされるのは、有害産業廃棄物の処理施設などの立地条件として有色人種が大半を占める共同体やその隣接地域が選択されるという政策に端を発する諸問題だと言つてさしつかえない。環境正義運動では多くの事例が知られているが、その先駆けとして著名なものとしてはニューヨーク州西部のラブ・キャナルやノースカロライナ州ウォレン・カウンティの場合がある。前者は、ダイオキシンなど複数の発がん物質を含む産業廃棄物処理用地の付近に開発された住宅地域が直面した問題である。主として黒人層からなる住民は、汚染された水源を利用していたことが原因で、七〇年代後半頃に深刻な健康被害に苦しんだのであった。この事例にあつては、住民の自発的な連携のもとで環境回復のための運動が精力的に展開され、最終的には州政府と連邦政府を巻き込む規模にまで及んでゆく。そればかりか、住民運動はスーパーファンド(有害産業廃棄物除去基金)制定(一九八一年)に寄与するにいたつたと評価されることになつた。後者は一九八二年、PCBで汚染された土壌を積んだトラックが、やはり黒人層が多数を占める共同体に設置された埋め立て地に向かう途中、住民に通行を阻止され、結果として四一人の逮捕者を出したという事件

である。

これらの事例が物語るように、市民が劣悪な住環境にさらされ健康を脅かされることは、現代社会の経済・生産活動に伴う環境負荷を担うべき差別的な役割を強制されることに通じる。社会的に下位に位置づけられがちな市民層が住環境をめぐる抱く不満・不安が、直接的には適正さを欠いた環境政策に起因している様態については疑問の余地はありえない。だが、環境正義は同時に貧困、格差、不平等、(生物学的に意味をなさず、政治的に構築された)人種、マイノリティといった、従来からの市民権運動の主要課題にも訴えかけることで、アメリカ社会に新たな次元での対応を迫っている。

環境正義はこうして、社会的弱者とみなされる市民が主導する草の根運動として出発したのだが、現在では環境に関わる重要な論議を引き起こす領域を形成している。その性格と使命については、たとえばパニヤン・ブライアントの見解が参考になるであろう。

環境正義とは：環境は安全で、成育の糧を提供し、生産的であるとの確信を抱きつつ、人々が相互に関わり合うことのできる持続可能な共同体を支えるべき文化的な規範と価値、規則、規制、行為、政策、判断のことを言う。環境正義は、人々が自らの最大の可能性を実現できたときにその役割を全うする。：環境正義は適切な報酬がもたらされる安全な職業によって、質の高い教育と余暇によって、適切な住宅と十分な健康管理によって、民主的な意思決定と個人の権限獲得によって、さらには暴力と麻薬と貧困からも自由な共同体によって支えられる。このような共同体にあつては、文化のおよび生物学的な多様性が尊重され、かつ大いに尊敬され、しかも配分に関わる正義が支配的なのである。<sup>(2)</sup>

ブライアントの記述は、さまざまに試みられている環境正義の定義づけの最大公約数だと評価できよう。いずれにしても、この一節からは、従来の市民権運動と共通する社会改革に向けた標語、すなわち差別と不正を排除し公正なる社会を実現する課題を環境正義は担うべきであるとの主張が読み取られる。また、環境正義がアメリカ固有の特質を帯びていると同時に、現代社会に根深く遍在する環境問題の社会的、政治的側面を明確に浮上させていることも理解されるであろう。

ここで確認しておきたいのは、しばしば指摘されるように、アメリカにおける環境運動の主流がもつばら中流階級以上の白人層による自然保護をめざすものであったことである。それを端的に物語るものとして、たとえばシエラ・クラブ設立（一八九二年）、全米オーデュボン協会発足（一九〇五年）、あるいは「原生自然保護法」制定（一九六四年）にまで遡ることができる。しかしながら、環境正義は明らかに伝統的な自然保護思想・運動とは一線を画しており、その焦点はあくまでも市民ないし共同体のありかたに当てられる。そして、とりわけ社会的弱者の地位にある者を犠牲とする方向性に歯止めをかけることが重要だとされる。環境正義は、アメリカ社会における産業・生産活動に起因する利益の享受と環境負荷を鋭く指摘するものでなければならないからである。ソーシヤル・エコロジーの観点をも借用するなら、人間の生存と共同体の存続に関わる「環境問題とその解決策について、誰が利益を得るのか、誰が代価を支払うのか、誰が責めを負うのかを厳密に検証」<sup>③</sup>する行為が、環境正義の急務だということにもなってくる。

他方、環境正義の主張に一定の説得力があると思われる理由のひとつに、環境負荷に関わる費用便益の次元に終始するだけでは適切な解決策をもたらさないとの判断があげられる。上述のブライアントの見解に反映されているように、環境正義があらゆる政治的側面を有しているのに加え、「持続可能な共同体」や、社会的要因がもたらす諸問題から「自由な共同体」へ視線を向けていることに留意すべきではないか。環境が特定の場所における自

然と人間の活動との関係性を表象するのならば、環境問題がもたらす事態を健康権や民主的意思決定権などをめぐる要求と直結させるだけでは済まされなはずだ。そうした権利獲得のみが主張される場合、環境正義が所与の政治的運動の範囲内において自己目的化するからである。むしろ、個別の権利主張の表層を突き抜けた地点においてこそ、環境正義の意義が真に理解されるであろう。あるいは、権利主張の根幹には、安定した共同体での安定した暮らしに絶対の価値を見出そうとする社会的弱者の切実な思いが潜んでいる、というのがより正確であろうか。環境正義においては、単なる補償制度であるとか現況の回復などにとどまらない、時間性を見据える視線もが有意でなければならぬ。継続される暮らしや人間と自然との関係性を成り立たせる場所・共同体の存在意義——その時間性と具体性を帯びた生の総体——もが問われているとの認識が欠かせないのである。

したがって、環境を特定の場所・共同体との関連で考察することによって、汚染あるいは公害が孕む事態に対するより深く鋭い洞察が可能となるであろうし、環境正義の視野も切り拓かれてゆくであろう。ブライアントが「共同体」に付した形容語句、「持続可能な」と「自由な」の内実と形態に考察を加え、その含意するところを厳密に検証することこそ、環境正義の主要な課題となりうるし、共感と協同が育まれるのではないか。逆説的なものいいが許されるなら、環境問題によって暮らしが脅かされるという危機に陥ることで、私たちははじめて共同体を意識し、その意義を再考するにいたるのではないか。環境問題とはとりもおさず、私たちが実際に暮らす場所の存続に関わる問題にはかならないからである。その限りにおいて、アダムソンらの「私たちの定義する環境正義とは、健全な環境がもたらす恩恵にすべての人が等しく与る権利である。また、私たちは環境を私たちが生き、働き、遊び、崇拝する場所だと定義する」との発言は、環境正義が拠って立つ地点を規定しているばかりか、その適用可能性をも強く示唆している点で傾聴に値する。アダムソンらが構想しているビジョンを、へ息づく共同体<sup>(4)</sup>とでも命名すべきであろうか。

ところで、環境正義の政治性すなわち健康的な生活を享受する権利の保証要求を共同体の意義にまで敷衍するならば、それが提起することがらは単にアメリカ国内にとどまりはしない。無論、世界各地の状況にも適合する部分をもっているにちがいないのである。たとえば日本に関しては何のように考えるべきか。即座に思い浮かぶのは、日本における環境意識の高まりや環境運動がアメリカとは異なる様相を呈し、自然保護からではなく環境汚染・公害を主要な契機としてきた事実であろう。四大公害を引き合いに出すならば、人々の健康と生活がまず脅かされたという周知の事実が強調されてしかるべきである。それらは、急速な工業化を伴う社会経済活動のありよう起因する負の部分の現われにほかならなかつた。また、補償要求運動、加害企業の姿勢、救済策に関わる法の未整備や行政の立ち遅れなどから判断する限り、公害に苦しむ人々が置かれた状況はアメリカにおける草の根運動の根源と酷似している。とはいえ、もうひとつの側面である「共同体」の安定性への省察ははたして十分であつたらうか。仔細に再検討してみれば、私たちが見落としがちであつた領域において、さまざまな発見があることが予想される。公害を介して日本の伝統的な「共同体」が被つた変質とそこから蘇生しようとする過程とが、環境正義の主張の少なくとも一部と確実に重なり合うばかりか、その古典的事例にさえなつていられると思われてならない。

本稿は以上のような判断のもと、日本の場合を踏まえつつ、環境正義の可能性を模索するものである。その際、場所Ⅱ共同体の意義を検証するとの目的から、手法としては、環境正義の見定めるべき課題だと想定される〈言葉〉の側面を取り上げる。〈言葉〉が本来的に特定の場所とそれに固有な歴史によつて育まれるはずであること、さらには、共同体の生活・文化が〈言葉〉によつて表象されることは論をまたない。それと同時に、共同体に関する環境正義の理論あるいは運動もつねに言語化される営みを介してはじめて実体を獲得するとともに、その行方が検証されるはずである。本稿の試みにあつては、主要な契機となりうる具体的事例をまず、水俣病と見舞金契約に求めることが適切であろう。その上で、近代社会システムにおける〈言葉〉と漁村Ⅱ周縁の共同体でそれぞれ

流通する（言葉）の対比・分析から、水俣病が映し出す事象の考察を企てるものである。<sup>(5)</sup>

## 二 水俣病と見舞金契約の言説

改めて指摘するまでもなく、水俣病は四大公害の最初にして最大の事件だとは衆目の一致するところである。しかも、一九五六年の公式確認から五〇年を経た現在もなお、数を特定できないほど多くの潜在患者が存在する事実が示すように、水俣病がもたらした問題の多くは根本的な解決にすらいたってはいない。さらに、患者が被った悲惨さわまりない健康被害や生活苦、それらに対する救済策としての認定制度の矛盾あるいは行政措置の不備については、さまざまな形の議論が継続されてもいる。水俣病の問題は今も進行中なのである。<sup>(6)</sup> だとすればなおさら、始点に立ち返って考察する必要があるが、ありはしないか。水俣病を有機水銀による広範囲な環境汚染と漁業従事者を中心とする住民の健康被害であるとの観点を踏まえる試み、さらにはチツソが支配する企業城下町と周縁の漁村との格差・差異（ひいては環境負荷の軽重）を再考する試みは無意味ではあるまい。そうした過程を経るならば、水俣病が突きつける生命と生活の根幹に関わる問題は、まぎれもなく環境正義が抱え込むべき責務にはかならないものとして理解されるはずだ。あるいは、環境正義が拗って立つべき前提に対する鋭い問いかけを孕んでいるとみなすことさえ可能であろう。

眼を覆わんばかりの災禍はもとより、水俣病が訴えかけるさまざまな事象において見逃すべきでないのが（暮らし）のありようではないだろうか。環境を直接の物理的住環境であると同時に、より根源的な基盤すなわち歴史性を帯び、心情・感情とつながる、かけがえない場所を含蓄するものとして捉える視角が求められるのである。この点を確認すれば、水俣病を所与の場所における文化、生活様態、慣習、言葉などを包括する共同体の連続性と近代

社会システムとの関連から考察する試みの意味が立ち現われてくるようにも思われる。おりしも、水俣病発生の当時は日本が懸命に近代化・産業化を追求していた時期にあたってもいた。伝統的な共同体と近代化を志向する社会との間に生じる軋轢。その典型的な実例を、水俣病をめぐる見舞金契約の〈言葉〉のうちに見出すことができる。

見舞金契約は水俣病の認定・救済政策あるいは数次の裁判を経て完全決着をみない現況の発端と言われたりするが、その詳細については多くの文献が言及しているため、ここでは契約締結にいたる直接の経緯をかいつまんで、ごく簡略に振り返るにとどめたい。すなわち、一九五九年七月に熊本大学医学部が水俣病原因物質を特定し、有機水銀説を発表したことがそもそもその発端であった。それを受け、漁民被害者・水俣病患者による補償要求の運動が高まり、自治体への陳情、チツソ工場正門における座り込みなどを含む大きな騒動へと展開してゆく。その一方で、有機水銀発生源と名指しされたチツソ側は原因物質についての反論を繰り返すと同時に、工場廃水に起因するとされた（水俣病を除く）漁業被害に対して補償を提示する。こうした一連の動きを受け、熊本県知事を中心とする水俣病紛争調停委員会がある種政治決着とも言える事態收拾を図り、斡旋調停に乗り出した結果、同年十二月三日、チツソと患者家庭互助会員との間に見舞金契約書が締結されたのである。<sup>7)</sup>ところが、チツソ側は有名な「四〇〇号ネコ実験」により、水俣病が自社工場の排出水銀に起因することをすでにこの段階で把握しながら、自社に有利な契約交渉および締結をもくろんでいた。ちなみに、契約書の第五条は患者の無知につけ込んだ、公序良俗に反するものとして、後の水俣病第一次訴訟判決（一九七三年）において断罪されてもいる。

行政をも味方につけた企業の権力と社会的弱者との対立。そうした構図の一端、たとえば被害者側における情報の収集・把握能力の存否を見れば容易に推察されるように、見舞金契約の交渉段階にあつては、当初から当事者間における能力の不均衡が顕在化していた。加えて、水俣病の原因について知る術を一切もちえない被害者は奇病に苛まれ、生計の途を絶たれて喘ぎ苦しんでいたばかりか、チツソと敵対関係をもつことによつて、企業を頂点に戴



く共同体から白眼視される事態に直面していたのである。しかも患者家庭互助会を組織していた当の被害者間でさえ、意見・思惑の激しい衝突が発生してしまう。救いようのないほどに社会的弱者同士がいがみ合うといった状況に陥ってしまったえば、被害者が身を委ねるはずの共同体はその伝統的かつ積極的な協調・調整機能を喪失し、対話の成立を保証しえない局面にまで追い込まれてゆくばかりであった。こうした背景のもと、見舞金契約はどのような性格を有していたのか。

見舞金契約の法的有効性あるいは拘束力に関わる争点を論じたものとしては、たとえば富樫貞夫の優れた論考があげられるが、本稿が特に注目したいのは、見舞金契約書の文言と指示内容である。むしろ、それらのうちにこそ、環境正義が注目すべき「言葉」の問題が表象されていると思われるからだ。ともかく、少なくとも前文を一読する限り、契約書は明らかに公正な手続きに準拠しているかに見える。つまり契約に際しては、法的手続きに準じて設定された当事者である甲（新日本窒素肥料株式会社「チッソ」）と乙（水俣病患者六名）とを対等の関係に置く、との形式が当然ながら採用されているのだ。ところが、各条項に盛り込まれた内容は疑うべくもなく、甲すなわち実質的な権力を保持し、圧倒的な情報量を誇るチッソ側の利益を保護し保証する言葉によって記述されているのである。その意図が端的に表出されているものとして、まず第四条が考えられる。<sup>(9)</sup>

第四条 甲は将来水俣病が甲の工場排水に起因しないことが決定した場合においては、その月をもって見舞金の交付は打ち切るものとする。

この条項は、表面的な形式論理からすれば反論の余地を一切残さないほどの妥当性を有している。ただし締結の段階で、チッソ側は水俣病が自社の「工場排水に起因」することを把握していたというのが事実であるなら、この文

言からは自社にとって不都合な要因を隠蔽しようとする、あからさまな作為を読み取ることができる。引き続き、第五条である。

第五条 乙は将来水俣病が甲の工場排水に起因することが決定した場合においても、新たな補償金の要求は一切行なわないものとする。

上述したように、後の第一次訴訟判決において第五条は患者の「窮迫・無経験に乗じて不当に自己の責任を免れようとしたものであって、かかる契約は公序良俗に反する無効なもの」とされるのだが、見舞金契約の締結時点においては当事者間の均衡を欠いた権力関係に基づき、甲にとってきわめて有利な効力を明示するものにほかならなかった。要するに第四条と第五条は、たとえ小額であれ見舞金を給付するのであるから、事態が将来的にどのような展開をとげたとしても患者側が見舞金契約の内容を遵守すべきこと、またチソン側が責任を事前回避することを専ら目的としている。その意味で、これらの条項は甲を保護すべく、相互補完的な機能を發揮しているとの解釈が適切であろう。

さらに言えば、見舞金契約の欺瞞性はこれらふたつの条項にとどまるものではなかった。原田正純は早くから、第三条に重大な問題が潜んでいることを鋭く見抜いている。当該の条項は次の通りである。

第三条 本契約締結日以降において発生した患者（協議会が認定した者）に対する見舞金については、甲はこの契約のないように準じて別途交付するものとする。

原田によれば、第三条は契約締結日の五日前に「厚生省管轄のいわゆる公的な性格を明らかにした水俣病患者審査協議会が設置」されたことを受けたものであるという。しかも、この条項は、同協議会の設置がチッソ側に有利な「第五条を設けることへの伏線」となるだけではなく、「チッソの患者認定（補償を受けとる資格があるか否かの判定）の下請け機関」に変身することをも意味し、結果的に「今日の潜在患者の問題に尾を引き続ける」原因になったのだとさえ指摘している<sup>10</sup>。原田の見解を受けて第三条を再読するとき、この条項の含意はまたしても患者を個人として規定するとの思路であると読み取ることができる。「患者」に対するカッコ内の但し書きが示すとおり、「協議会」による個別審査・認定方式は広範囲な環境汚染公害の実態に目を向けることなく、あくまでも個々の病状により「補償を受け取る資格」の有無を特定することに専念する。問題とされるのは個人の「資格」、つまり病状の有無・軽重を基準として被害者を分断する行為なのである。公的機関が認定行為の実施主体であるというのほりもなおさず、近代社会システムの基本原則——個人の権利を尊重し、公的に認知・保証するとともに、権利侵害の程度に応じてそれを公的に補償するという理念——の具現化にはかならない。しかしながら、今なお続く水俣病認定をめぐる状況からも明らかなように、認定作業では厳格な評価基準（科学的・合理的とされ、社会システムの適正さを代弁するはずのもの）に即して個人を判定するとの手続きが採用されてきたことから、権利の保証ではなく権利の剥奪となる場合がしばしばであった。

このように、各条項に記載された諸要件とその外延から判断すれば、合理性を伝えるはずであった見舞金契約は被害の実態と乖離していると言わざるをえない。見舞金契約の言葉からは、水俣病に否応なく直面するにいたった個人の暮らしぶりへの、そして、連続と続く漁村のありようとその変質への顧慮が完全に欠落してしまっている。手続き上は当事者と規定された各被害者もまた、契約を前にしたとき、無機的に乙と指示される受動的な存在として立つことを余儀なくされるだけでしかなく、生活感を漂わせることは決して許されない。社会システムの原則を

前提としたはずの、一見、合理的な救済の方針と実態との間に生じる齟齬。これが今日まで続く水俣病事件の機軸であるとするなら、その発端はすでに見舞金契約のうちに露呈していたのである。

### 三 近代社会システムの言葉

すでに述べたように、環境正義に関わる視座が個人の次元のみにとどまらず共同体をも取り込むべきだと想定した場合、水俣病という環境汚染による災厄にあつては、見舞金契約における言葉の用法とレトリックを二重の意味で解釈することが可能であろう。まず、社会システム・法の適用に関わる合理性に即しているかに思われる言葉が当事者を特定し、当事者間の契約内容のみを具体的に規定することにより、背後に存在する水俣病の全体像（所与の共同体において多くの住民を巻き込んでしまう環境汚染・公害）を隠蔽していることがある。さらには、その同じ契約の言葉が状況を支配する、すなわち生活感覚とは無縁かつ異質な言葉が具体的な契約行為を指示しつつ、一方の当事者の共同体における生活のありよう（ひとつの場所に暮らし、漁業を生業としてきたという連続性）を排除するという点があげられる。しかも見舞金契約の背後には、契約締結を促進させようと働いた行政Ⅱ紛争調停委員会による積極的かつ政治的な関与があつた事実も否定できない。だとすれば、見舞金契約が鮮明に物語っているものとは、産業化を最優先事項とする近代社会システムの価値観を反映し維持する機能を帯びた言葉が、周縁の共同体内で息づいてきたはずの言葉を圧迫・沈黙させるという、支配—被支配の局面ではなかつたか。

異なる言葉の乖離と対立に注目するとき、水俣病がもたらした問題に深く関わり、『苦海浄土 わが水俣病』等の作品群を発表し続けている石牟礼道子が近代について「言葉からまず壊れた、これが近代化の一番の芯だと思ひます」と語つたことが思い起こされる。「田舎言葉」を捨て、「均質な標準語」で語るようになったことが近代化を

浸透させ、伝統的な共同体とそこにおける人々の暮らしを内部から変質させたというのである。見舞金契約について、石牟礼のひそみにならえば、近代のシステムが「まず言葉から地域社会を壊していった」と言えるかもしれない。

ここで再度、見舞金契約それ自体に照らしてみれば、言葉が〈個人〉という次元を軸に機能している点に着目する必要がある。たしかに、この契約が社会システム維持の通念や法的処理に準じた措置として、当事者をそれぞれ甲と乙と規定した行為は妥当なものと理解せざるをえない。契約行為に関して、当事者たる適格性を有するのはチツソとあくまでも六名の被害者なのである。しかも、この六名が適格性を担保するための前提としては、所与の紛争をあくまでも論理的かつ合理的に思考し、判断できるロゴスの存在としての個人である、との原則が暗黙のうちに想定されている。近代社会システムを支える法の精神に準じているからである。しかしながら、その形式論で問題なのは前提そのものに無理があるということだ。すなわち、被害者側は水俣病の原因について知る術をほとんどもたなかったばかりか、法律論や行政の論理とは無縁な言葉の世界に暮らし、得られるものといえば、断片的かつ不確定な情報にすぎなかった。そのため、意思決定の確たる根拠を所有することも、言葉で語ることも叶わないまま、自らの関知しないどこかでなされる問題処理操作に翻弄されるしかないのである。このような不平等が背景にありながら、見舞金契約の〈言葉〉<sup>ロゴス</sup>Ⅱ「均質な標準語」は〈理性〉<sup>ロゴス</sup>的存在たる当事者を要求するという事実において、被害者の側の言葉を封じ込める行為に加担している。システムの言葉による周縁の共同体における言葉の抑圧が、水俣病をめぐり、このように前景化されてゆくのである。

近代社会システムとつながる言葉（石牟礼の指摘する「均質な標準語」）がもたらす状況にはやはり、言葉それ自体による作為が働いていることを見落とすべきではない。繰り返し述べるとすれば、見舞金契約の文体・言葉は六名の被害者を個人として特定しつつ、その個人を実生活の場面から引き離し、制度としての社会システムに拘束

する結果を招来している。そして彼らの生活実態はもとより、その背後の多くの患者の苦境ひいては環境汚染としての水俣病にさいなまれる共同体を必然的に隠蔽する機能を帯びていたのである。しかも、言葉が指示するのはあくまでも過去の特定の事柄に関わる行為としての見舞金給付<sup>11</sup>補償、いわゆる損害賠償における平衡に類するものなのであって、災禍から患者を含む共同体が回復することを真摯に希求するものでは決してない。これを踏まえるなら、次のように概念化することができよう。つまり「均質な標準語」とは、近代社会との関係性においては機能を發揮するものの、特定の場所と暮らしから眼をそむけることを前提とする没場所性の言葉なのである、と。場所を排除した言葉が場所に根づく言葉を支配することの閉塞感。おそらくはこの事態を見抜いてしまった石牟礼はまた、「言葉から魂が抜けています」と断言せざるをえない。「魂」とは、死者を送り出し、新たな命を迎え入れる営みの蓄積・持続性に根ざす思想の反映である。だが「均質な標準語」は場所性と歴史性を排除し、社会全体を「均質」な空間に転換させるとの効果を基本的使命として担っている以上、「魂」と相容れることはありえない。かくして、「標準語」が水俣病を介して地域の共同体を強引に侵食してゆく過程で、暮らしは言葉から壊されていったのである。

「言葉から魂が抜け」たまま、「標準語」によって伝えられる論理が水俣病をめぐる議論を左右するとき、その言葉が集団的被害の現実を分断し続けることで、共同体はさらに壊されてゆく。後年、水俣病患者のひとり、佐々木清登は水俣病が単なる健康被害ではなかったとして、こう述べている。「一番大きな被害は、地域で人と人とのふれ合いがまったたく途絶えたことです。；社会的な人間関係の中での差別は水俣病事件の中でも最も大きい問題で、私たちはずっとそれを背負ってきており、今後もそれは続くだろうと思います。」<sup>13</sup>佐々木の述懐は、患者の側から捉えられた水俣病の根底を余すところなくえぐり出している。それは、「地域」をつなぐ住民同士の絆が完全に断ち切られた状態で生きるしかないという無力感にほかならない。しかも、その無力感のはざまからは、より痛

切で救いたい崩壊の感覚さえ顔をのぞかせてしまっている。海を暮らしの場にしてきた漁民にとって、海が汚染され壊れてしまえば、暮らしも、暮らしの場もすべて壊れてしまうということだ。そして招来される、外部からの差別以上に深刻な内なる差別と嫉みの連鎖。佐々木の体験に基づく発言は、「環境と自然が〈共同体〉であり、場所をへ人間と環境とが収斂する地理的、文化的、感情的なもの」とみなす考え方<sup>14</sup>という環境正義の基本的認識とみごとに合致する。

水俣病は、産業化・経済成長を志向する過程の社会にあって生じた歪みである。そして、環境汚染の負荷が周縁の共同体に集中する状況が存在するとき、まちがいなくその負荷の一端は、住民の暮らしと共同体をつなぐ〈言葉〉が場所性とは本質的に無縁の「均質な標準語」によつて抑圧される局面において浮かび上がる。環境正義が、生活基盤としての〈場所〉における〈言葉〉の意義にまで切り込んでゆくべき所以ではないか。

#### 四 言葉と共同体

それでは、「魂」が抜けていない「言葉」、個別の暮らしと切り離せない「言葉」の実体とはどのようなものなのか。また、それからはどのような事態が期待されるのであろうか。すでに予感されたように、そうした言葉は、人間の生活感覚あるいは日々の暮らしの営みに由来するある種の確信を伝え、共同体における他者とのコミュニケーションを保証し、〈場所〉を構築・維持する積極的な役割を担うものであるはずだ。緒方正人の発言はこの機序を的確に言い当てた点で示唆に富んでいる。一九五三年生まれの緒方は患者として、自らに突きつけられた水俣病を自己同一性と接続させながら鋭く考察し続けていることで注目に値するが、彼は次のように述べたことがあった。

確かに、共同体には、——たとえそれが小さな村の共同体でも——ひとつのシステムであるという側面がある。でも、俺の言う魂の共同体は、国家共同体のような莫大な大きさと複雑さからなるものとは違って、もっと身近な生活の中にあります。海から魚をとってきて食べるといった単純な営みをその根底に置いた一種の循環システムなんです。<sup>15)</sup>

「魂」なる言葉が「共同体」と連接して用いられているのは興味深いし、石牟礼の語る「魂」とひそやかに響き合っているようにも思われる。「海から魚をとってきて食べる」といった単純な営み」とはさながら、日常の身体的な感覚に支えられた真実ではなかったか。しかも、世代を通じて連続と続く「単純な営み」を可能とする具体的な場所においてこそ、身を委ねることのできる確固とした基盤があるというのだ。緒方は自らにとつての場所のありか、そしてその場所の意味を見抜いている。したがって、緒方が強調する「システム」とは、産業化された社会に支配的なシステムとは峻別される。彼の記憶に息づく「小さな村の共同体」にあつては、「それぞれに役割があつて、いなくていい人なんて誰もいない」<sup>16)</sup>からである。こうした認識は、ある意味からすれば、かつての漁村の日常への素朴な郷愁に過ぎないと捉えられかねないものの、そのみでは決してありえない。水俣病がもたらすあらゆる局面において差別・分断を体験し、まさに自らの宿命として生きることを余儀なくされたはての洞察だからである。そればかりか、緒方の心の奥には「共同体」に対する強烈な希望が脈うっている。だからこそ、緒方は「共同体」の本質として関係性を想定しないではいられない。彼の言う「役割」とは他者との関係性において発生するし、その関係性を保証するがゆえに、共同体が存在するための揺るぎない原則として位置づけられてもいる。その意味で、緒方がたどり着いた地点、身を委ねうる「共同体」の（再）発見を、近代社会がもたらす自己疎外に対する強烈な批判とみなしてさしつかえない。



緒方が構想する、共同体内の関係性を機能させ、つなぎとめる役割は共同体の言葉のうちにこそ求められる。共同体の言葉とは、近代社会システムに支配され、それを実体化し維持する責務を担う言葉とはまったく次元を異にする発話、すなわち日常性に裏打ちされた言葉のことである。この視角に立つ場合、やはり水俣病患者のひとり、杉本栄子の発言は印象深く胸に迫ってくる。ある座談の場で、杉本は緒方らと結成した「本願の会」における活動や水俣病の語り部としての経験をめぐって、次のように振り返っている。

：行けば行くほど会がおもしろいんです。「やっぱり田舎ん者は田舎ん者で話し合わんばいかんね」って。標準語も言えんし、生活のなかから見えてくる言葉とか、態度とか、ありがたか、ありがたか、とか、わかるじゃないですか。

そこらあたりを見つけていったというか、「本願の会」ができて一二年、語り部になって一年ですけれど、子供たちに命の大切さ、人とのつながり、生かされていることの大切さを教えていけば、なんとかなっていくとじゃないだろうか、おとなとして。そのなかで、生活者としての歩みができるようになったのかな。だから水俣弁で、よかことばのあるよねって。

たとえば、大漁が「のさり、(＝天からの恵み)」だったのに、うちの父が、母ちゃんのような(最初、伝染する奇病だという言い方から名付けられた)マンガン病(＝実は、水俣病)と言われた病気にかかっても、「のさり、と思えねえ」って死んでいったんです。このことはなかなかわかりませんでした。が、(父の残した言葉の)「チツソも恨むな、(水俣病は)与えられたこつ(＝事)じゃなかかと思えば、人は変えられんで、自分が変わっていけ。そして生きていけ」ということ<sup>(17)</sup>で、スロースローの生活でしたが、じつによく見えましたね、(動かない身体で)這いずつとけば。

「水俣弁」を基調とする杉本の語りからは、水俣における「魂」のこもった言葉、「よかことば」の響きを聴くことができる。そして「生活のなかから見えてくる言葉」のひとつひとつは、海と付き合う漁村の暮らし、ひいては共同体の生の蓄積と継承がなにもにも増してかけがえのないことを訴えかけてやまない。そうした素朴な事実を、杉本は自らの経験を踏まえて再発見し、自らが語ろうと試みる。杉本にとって、日々の繰り返しを保証する共同体に通底する生の感覚と安寧感をもたらすのは「生活のなかで見えてくる言葉」をにおいてほかにない。「のさり」とは、その経緯を語りかける肉声の響きと言えよう。当初、意味は不明だったと言いなながらも、父が論じて聞かせた「のさり」を永年心に刻みつけて生きてきたからこそ、杉本は「のさり」に身を委ねよとの啓示を受けるにいたる。「のさり」とは生活経験からもたらされた叡智そのものであり、試練をも含め、自らに与えられるあらゆることとがらを共同体における生の現実と受けとめる、心の自然な働きと結ばれているのである。自らの発見を語る杉本にあつては、患者自身による水俣病の癒しあるいは回復の過程と暮らしの中から発せられる「言葉」とが確実に結びつけられている。そして、その「言葉」はひとつの場所につながっていると、自らが改めてその場所に生きることを選択する際の拠りどころに等しい。

水俣病患者自身によって構築された、自らの言葉を再発見し復権させようとの視座は共同体の意義をその基盤としている。水俣病と向き合う行為は「生活のなかから見えてくる言葉」を見出す行為でもあったのだ。環境汚染による公害被害に関して、あくまでも被害者という個人を想定し、見舞金ないし補償金の論理で応じることが通例とされる法や行政のシステムにあつては、個人の権利を保証するとの原則に立たざるをえない側面がたしかにある。しかしながら、患者自身の認識は純粋な保証／補償の論理とそれを伝える言葉が孕む没場所性の限界を突いているばかりか、社会を維持し機能させるためのシステムが改めて見据えるべき地平を強く示唆するものである。それは同時に、現在の環境正義の論理と運動に対しても重要な視点を与えてくれている。たとえば廃棄物処理等をめぐ

る行政措置が争点とされるとき、環境負荷に由来する生活権の、ひいては人権の侵害に対して異議を唱えることがまず想定されよう。ただし、異議が真に創造的なものとなるためには、自らの生を支える共同体の歴史と展望・文化の総体への省察が立脚点であることが求められるのではないか。

## 五 おわりに

以上、本稿は水俣病見舞金契約の〈言葉〉を直接の契機としながら、環境正義における共同体の意義について考察を加えてきた。すなわち、産業化社会を志向する過程で生じた典型的な歪みと言える水俣病によって漁民の健康と暮らしが著しく損なわれたのみならず、場所・共同体が分断された現実が、〈言葉〉の側面から露わになってくるといふことである。見舞金契約は水俣病の諸問題を当事者である個人と一企業との関係に転移させ、すべてを個の領域に還元させる機能を必然的に帯びてしまふ言説なのである。近代社会システムを反映するとともにそれを実体化し、維持させることにすら通じる見舞金契約の〈言葉〉——制度としての〈言葉〉——と被害者自身の感覚と営みに裏づけられた共同体の〈言葉〉との差異、そして乖離。〈言葉〉は、少なくとも環境をめぐる法制度あるいは行政における議論の通例からは欠落しがちな要素ではなかったろうか。だとすれば、それをどのように環境正義は掬いとり、得られた知見を育んでゆくべきなのか。環境正義の現状は複雑に錯綜する多様な問題を孕んでいるし、他方で精緻な理論的枠組みの構築が求められてもいるが、共同体における〈言葉〉はとりわけ、環境正義の今後にとって、ひとつの重要なメッセージを発信しているものだと考えられる。環境とはとりもなおさず、「私たちが生き、働き、遊び、崇拜する場所」の謂いであるし、〈言葉〉には、場所と暮らしとが織りなす動的な関係性を表象する役割が託されているからである。

(本稿は、ASLE-Japan／文学・環境学会(於東北大学、二〇〇六年九月一〇日)のラウンドテーブル「環境正義と環境倫理」における報告原稿に大幅な加筆修正を施したものである。)

【註】

- 1 「Environmental Justice」の訳語としては、ほかに「環境的正義」、「環境的公正」、「環境的公正」などが用いられているが、本稿では、環境(問題)に直接関係するとともに社会における公正さも規定する原則との意味を込めて、「環境正義」としておく。また、「環境正義」と社会正義論、あるいはロールズの正義論との関連については、Dobson (1999) 所収の語論文を参照。
- 2 Pellow and Brulle (2005), 41-42に再録。また、「The First National Peoples of Color Environmental Leadership Summit」(1991)において採択された「環境正義の諸原則」(Principles of Environmental Justice)を参照のこと。なお、この「諸原則」は Benton et al. (2000), 231-233に再録。
- 3 Des Jardins (2001), 239、環境問題における便益と負荷の平等性を議論する「配分の正義」(distributive justice)については、Shader-Frechette (1991) の随所で議論されてもいる。ただ、後述するように、環境正義の視点を確実なものとするためには、社会内に存在する権力・経済力の不均衡や環境負荷の公正さを欠く配分などを指摘すると同時に、生活の基盤である共同体の意義を考察する方向性を保持することもまた、不可欠であろう。
- 4 Atkinson et al. (2002), 4.
- 5 註2で言及した「環境正義の諸原則」の前文および原則16では、共同体における言語や文化の意義が標榜されているが、環境正義運動の過程において、その意義に対する認識をいかに実践と結びつけてゆくのが問われることになる。
- 6 二〇〇六年四月から五月にかけて開催されたフォーラム、あるいはメディアの特集記事などで水俣病公式認定五〇年が話題になったことは記憶に新しい。論調の大半は認定制度やいわゆる政治決着の機能不全を指摘するなど、まさに「水俣病は終わっていない」というものであった。
- 7 見舞金契約にいたる紛争・交渉の詳細な経緯については、原田(一九七二年)、富樫(一九九五年)ほかを参照。
- 8 富樫、六〇一七四頁、一六九一—一八五頁。

9 見舞金契約書は富樫から引用。

10 原田（一九七二年）、六一頁。認定制度が孕む諸問題の詳細については、原田（一九八五年）、三八—六二ページほかを参照。

11 石牟礼（二〇〇〇年）、三九頁。なお、川村（二〇〇〇年）は「苦海浄土」をはじめとする石牟礼の作品群がその核心において「標準語」と「水俣弁」との重層的対立構造をなすと指摘し、優れた議論を展開している（七—四四頁）。

12 石牟礼、三九頁。

13 栗原（二〇〇〇年）、一二五頁。

14 Adamson et al., 267.

15 緒方（一九九六年）、二二〇頁。

16 同二二頁。

17 『環』（二〇〇六年）、一六七—一六八頁。杉本は別の機会に「自分たちが求めんでも大漁したことをのりというんです。水俣病も、自分たちが求めんでも自分に來たのさりと思おいと。だから、本當につらかった水俣病でしたけれども、水俣病のおかげで私は人としての生活が取り戻せたように思います」と述べている（栗原、一四六頁）。「のさり」が杉本にとってかけがえのない啓示であることが理解されよう。

#### 【引用・参照文献】

- Adamson, Joni, Mei Mei Evans and Rachel Stein, Eds. *The Environmental Justice Reader: Politics, Poetics, & Pedagogy*. Tucson: U of Arizona P, 2002.
- Benton, Lisa M. and J. R. Short, Eds. *Environmental Discourse and Practice: A Reader*. Oxford: Blackwell, 2000.
- Des Jardins, J.R. *Environmental Ethics: An Introduction to Environmental Philosophy*. Belmont: Wadsworth/Thomson Learning, 2001.
- Dobson, Andrew, Ed. *Fairness and Futurity: Essays on Environmental Sustainability and Social Justice*. Oxford: University P, 1999.
- Pellow, D. N. and Brulle, R.J. Eds. *Power, Justice and the Environment: A Critical Approach of the Environmental Justice Movement*. Cambridge, Mass.: MIT P, 2005.
- Shrader-Frechete, K.S. *Environmental Ethics*. 1981; 2nd Ed., Pacific Grove: Boxwood P, 1991.
- 石牟礼道子『石牟礼道子対談集—魂の言葉を紡ぐ—河出書房新社、二〇〇〇年
- 緒方正人・語り／辻信一・構成『常世の舟を漕ぎて—水俣病私史—』世織書房、一九九六年
- 川村湊『風を読む 水に書く—マイノリティー文学論—』講談社、二〇〇〇年
- 栗原彬（編）『証言 水俣病』岩波書店、二〇〇〇年

- 富樫貞夫『水俣病事件と法』石風社、一九九五年
- 戸田清『環境的公正を求めて——環境破壊の構造とエリート主義』新曜社、一九九四年
- 原田正純『水俣病』岩波書店、一九七二年
- 『水俣病は終っていない』岩波書店、一九八五年
- (編著)『水俣学講義』日本評論社、二〇〇四年
- (編著)『水俣学講義』第2集』日本評論社、二〇〇五年
- 、花田昌宣(編)『水俣学研究序説』藤原書店、二〇〇四年
- 季刊『環』(特集)水俣病とは何か』Vol.25、二〇〇六年